

## 第4検討部会 会議録

会議の名称	第28回 第4検討部会
開催日時	平成20年12月17日(水) 午後18時38分から21時52分
開催場所	川口市 第2庁舎 地下会議室
出席者	(部会長) 三宅副委員長 (委員) 碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・運営調整部会の開催結果について ・素案について
会議資料	・(仮称)川口市自治基本条例(素案) ・(仮称)川口市自治基本条例 新旧対比表
発言内容	<p><b>■運営調整部会の開催結果について</b></p> <p>[第10～12回運営調整部会について、事務局から会議概要が説明され、部会長、副部会長が補足した。]</p> <p>・下位条例について附則で施行期日が示されたが、もっと早めに検討してはどうかと提案した。</p> <p>→起草委員会からは、住民投票条例は4年以内、協働推進条例は3年以内、市民参加条例は2年以内、運用推進委員会設置条例は1年以内といった案をお示ししたが、これらはいくまでサンプルである。各部会でそれぞれ何年とするかを早急に検討する必要がある。(部会長)</p> <p>・条文の解説書(説明書)は、条例案の完成と時期を合わせる必要はないとの指摘があったがどうか。</p> <p>→解説書に拘束力はなく、条文を読むための参考資料なので、必ずしも本文とセットで1月20日に了承されなくてもよいということである。できれば、議会に条例案を提出するときの参考資料として出せばよいが、若干のタイムラグは認められると思っている。</p> <p>→条文の解説書は、事務局がたたき台を作成し、12月25日と1月6日の起草委員会で検討することになっている。そして、1月8日の運営調整部会に諮る予定である。(以上、部会長)</p> <p>・前回(10/16)は、運営調整部会が長引いて全体会が遅れたため、運営調</p>

整部会のメンバー以外の委員が運営調整部会の終了まで待たされることになった。さらに、運営調整部会の後に全体会が控えていたため、運営調整部会では十分な審議が行われていないように感じた。従って、1月20日は策定委員会(全体会)と運営調整部会の同時開催は止めてほしい。

・10月16日に開催された運営調整部会を傍聴し、引き続き開催された全体会に出席したが、調整部会で発言した人が全体会でも同じ事を言っていた。自分の発言を議事録に残したいだけではないのかと思われるような発言が相次いだので、こうしたことのないようにしてほしい。

・検討部会は素案と解説の作成が任務だったので、解説書についても部会でできちんと議論するべきだと思っている。

→1月8日から20日までの間で、第4検討部会を開催することを提案したい。(部会長)

・拙速ではないかという意見が出ているので、スケジュール自体を見直してはどうかと思っている。

・検討部会での意見は、できるだけ解説に盛り込むという話だったと思うがどうか。

→検討部会で議論した内容を入れるということである。

・素案と条例案の違いは何か。

→策定委員会から答申されるものが素案で、素案を法制担当が審査したものが条例案である。しかし、“てにをは”など法制執務的なチェックなので、趣旨が変わることはない。(事務局)

#### ■素案の検討

・運用推進委員会を設置するための準備委員会を設置することを提案したい。さらに、この準備委員会には、策定委員が参加するべきだと思う。

・個別条例については、それぞれに時間がかかることが予想される。特に「市民参加」と「協働」については、時間をかけて同時進行で検討するべきだと思っている。

・「市民の定義」にNPOが出てこないが、逐条解説ではきちんと説明するべきだと思う。

- ・運用推進委員会には、広報・PI機能が入るべきだと考えている。
- ・全般的にソフトな表現になった。よくできていると思う。
- ・2条について「公益を目的として市内で活動する者」の公益とは何かは気になっている。
- ・3条について「自治の主体としての自覚」は違う表現にしたほうが良いと思う。
- ・11条と14条が重複していると思う。さらに17条とのバランスも取るべきだと思っている。
- ・22条の「市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行」と23条の「市民の視点に立った効率的な事務の執行」、なぜ表現が違うのかが気になっている。
- ・全般に「公平かつ誠実」という表現が多すぎるので、もっと整理してはどうか。
- ・記念碑的な条例になると思う。最大限の賛辞を送りたい。
- ・前文はまだ長くて読みにくいので、工夫が必要だと思う。
- ・10条について「事業者」が唐突に登場する印象があるので、説明が必要だと思う。
- ・11条以降の「努めなければならない」と「しなければならない」にバラつきがあるように思う。特に19条1項は「反映させなければならない」としているが、パブコメの意見などは全部反映させることはできないので無理があると思う。一方、19条3項は「公表するよう努めなければならない」となっているが、こちらは「しなければならない」とすべきだと思う。逆ではないか。
- ・29条の「通報者」は誰を指すのか、市職員なのか市民なのかが分かりづらい。
- ・「市民参加」と「協働」は同じようなものとの指摘があったが、「市民参加」は主権者としての権利の行使であり、「協働」は双方の合意の上で成立するものであるため、「市民参加」と「協働」をいっしょにしてはならないと考えている。
- ・「しなければならない」と「努める」の使い方に原則を設けてはどうか。例えば、主権者としての市民は「努める」とし、権力者としての市長等は「しなければならない」としてはどうか。
- ・この条例の一番の目的は、信頼関係を築き、ともによりよいまちを目指

- すことだと思っている。従って、最大のポイントは「協働」である。
- ・「協働」は、その必要性が生じた場合、お互いの合意の上で採用することができるものであり、5 条のように市民の側からのみ要求するような性質のものではないと思う。この考え方に基づいて「協働」に関わる条文の見直しをお願いしたい。例えば、「市民と市は互いに協働する。」と入れてはどうか。
  - ・6 条は、「市民」が主語になっていることは賛成だが、市民も「危機管理体制を整備」する必要があるのだろうか。
  - ・28 条の「オンブズマン」については、明記しないほうが良いと思う。
  - ・33 条「運用推進委員会」の役割は、附則の (2) ～ (4) を見守ることだと思いがどうか。
- ・前文は長いと思うが、内容は分かりやすい。
- ・10 条で「事業者」について言及しているので、2 条「市民の定義」には法人を入れてもいいと思う。なぜ、除いたのか。
- ・やわらかい表現で、分かりやすい条文になったと思う。
- ・33 条「運用推進委員会」は必要ないと思っていた。設けるのであれば、公募委員（人選）については慎重に取り扱うべきだと思う。
  - ・この条例は、制定後の市民への浸透が重要である。
- ・前文の最後「ここに～」以下で、自治基本条例の全てを言い表していると思うので、ここで言及している内容は本文で繰り返す必要がないと考えている。
- ・「自治」という言葉が多用されているが、「自治」という言葉の持つ意味の多様さを改めて感じた。
  - ・4 条を単独で読むと、「自治」は市がやるべきことと解釈されてしまう可能性がある。
  - ・6 条の主語が「市民」になっている点について、市民が地域の特性を踏まえて危機管理に参加するということであれば理解できる。
- ・誰でも分かる読みやすいように、短い条文が良いと常々思っていたが、実際に 33 条（程度）に収まってよかったと思っている。
- ・「しなければならない」という表現が多いのは、条例（法規）であるため仕方がないとは思いますが、堅苦しい印象を受ける。
  - ・また、全体的として、当たり前に行うべきことが「しなければならない」

と、数多く規定されている点も気になっている。

- ・ 19 条の「市民の意思を行政運営に反映させなければならない」は、「反映させるよう努めなければならない」位にしたほうがよいと思う。必ず反映させなければいけないかどうか、時と場合、内容にもよるものなので危うさを感じる。
- ・ 19 条と 30 条の「市政に関する重要な事項」とは何を指すのか。条文の内容を考えると同じレベルの“重要な事項”ではないと思うがどうか。
- ・ 30 条の「住民投票」については、川口市において必要になるケースが生じるとは思えない。
- ・ 「市民参加」は主権者としての権利の行使だと思うが、「協働」は主権者の立場というよりは行政と協力して行うことであるため、「協働推進条例」と「市民参加条例」は性質が異なる別物だと思っている。
  
- ・ 前文は分かりやすくなったが、やはり長い印象がある。
- ・ 川口市のように大きな自治体では、規律に関する規定が多くなるのは当然だと思う。しかし、今後も使われる条例だということを考えると、行政評価やコンプライアンスではもっと規律性を強調してほうがよかったように思う。特に行政評価については、公表よりもさらに踏み込んだ内容のほうがよかったと思っている。
- ・ 「協働推進条例」は可能なかぎり早く制定を検討すべきだと思っている。できれば、自治基本条例制定の 1 年後には効力を持っているくらいが望ましい。
- ・ さらに「市民参加条例」と「協働条例」は違うものだからこそ同時に検討すべきだと思うので、この点は今後も検討してほしいと思っている。
- ・ 自治基本条例が施行されて半年ないし 1 年以内には、個別条例の検討委員会を設置すべきだと思う。

#### ■附則について

- ・ 附則で個別条例の制定期限を設ける意味は何なのか。  
→背景としては、個別条例の制定を先延ばしさせないという意見が多かったために設けている。ただし、日付は参考である。(部会長)
- ・ 制定期限は、行政側のサポート能力なども考慮する必要があるなので、委員会で設定するのは難しいと思う。そもそも制定期限を設けるべきではないと思っている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会を母体として、運用推進委員会のあり方などを検討する委員会（準備会）を自治基本条例制定後にすぐに設置してほしい。</li> <li>・運用推進委員会の活動内容に、附則にある個別条例の制定期限の検討を入れてはどうか。</li> </ul> <p><b>■その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例（制定後）に基づいて変更した他の条例には、どのようなものがあつたのか、分かりやすく一覧にして市民に提示（公表）してほしい。</li> </ul>
<p>次回以降日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回 1 月 13 日（火） 18 時半～とする</li> </ul>